



2025年12月25日

各 位

会社名 日野自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 小木曾 聰
(コード 7205: 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 渉外広報部長 飯島 真琴
(TEL. 042-586-5494)

ニュージーランドにおける当社に対する 訴訟の和解及び特別損失の計上に関するお知らせ

2025年3月31日に開示した「ニュージーランドにおける当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、当社は、2025年3月3日にニュージーランド高等裁判所パーマストンノース支部 (The High Court of New Zealand Palmerston North Registry) (その後、2025年8月5日に同裁判所オークランド支部 (The High Court of New Zealand Auckland Registry) へ移送)において訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を提起されておりましたが、2025年12月25日、以下2に記載する相手方（以下「原告団」といいます。）との間の和解契約（以下「本件和解」といいます。）について、当社取締役会で承認しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本件訴訟の提起から本件和解に至るまでの経緯

当社らは、2025年3月、原告団らを代表する者から、当社車両用エンジンの排気ガス性能基準及び燃費基準の違反に関する詐欺行為等に起因して損害を被ったなどとして、本件訴訟を提起されました。

当社として、本件訴訟が長期化することによる当社の今後の経営に与える影響等を総合的に考慮し、本件訴訟を全て終結させることといたしました。

2. 本件和解の相手方（原告団）

2010年1月1日から2022年8月22日までに当社が製造したディーゼルエンジンを搭載した車両を、
2010年3月4日から2025年3月3日までにニュージーランドで取得した者

3. 本件和解の金額

1,090万ニュージーランドドル（約9.8億円）

なお、本件和解は、今後、ニュージーランド高等裁判所オークランド支部に提出され、その承認手続を経て、正式に確定します。

4. 今後の見通し

本件和解に伴い、2026年3月期第3四半期決算において、上記金額を特別損失として計上いたします。業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、見通しが付き次第速やかに開示いたします。

なお、本件和解において、当社らが、原告側の請求や当社らの責任を認めたということはありません。

以上